

別紙 事前課題用事例

事例①

東京都北区に、家賃、介護費、医療費、食費などを含めて月約15万円で生活できるという「シニアマンション」3棟がある。徘徊(はいかい)や事故を防ぐ為だとして、約130人の入居者がベッドに体を固定されるなどの「拘束」状態にあった。

多くの居室は4畳半程度で、ベッドが大半を占める。ほかに丸イス1脚と収納ボックスくらいしかない。ベッドは高さ30センチほどの柵で囲われ、下りられないようになっている。入居者によっては腹部に太いベルトが巻かれたり、ミトン型の手袋をはめられたりして、ベッドの柵に胴体や手首が固定されている。居室のドアは、廊下側から鍵をかけられる。「24時間ドアロック」と大きく書かれた紙などを張り、ヘルパーたちにドアの施錠を確認させている。

「シニアマンション」を出入りするヘルパーたちは、寝たきりの高齢者を「拘束」することに、忙しさのなかで疑問を抱かなくなったという。

訪問介護は1回30分から1時間で、最大でも1日3～4回だ。ヘルパーらは3棟の入居者を次から次へと訪問し続ける。

元ヘルパーによると、30分の訪問介護は、特に慌ただしいという。直後に別の入居者の訪問介護があるため、25分で終わらせる。おむつ交換、食事、歯磨きなどを一気にこなす。

訪問介護中に、別の入居者から「(拘束している)手首ベルトが痛いので外して」と頼まれたこともある。しかし訪問介護は、利用者1人に対し1人のヘルパーで対応するのがルール。介護中に、別の利用者を介護することは原則的に禁じられている。

居室で息を引き取る入居者もいる。夜間はヘルパー1、2人が手分けして数回の見回りをするが、主に呼吸をしているかの安否確認だという。

＊介護度が重くても24時間の対応がないことは、入居者も確認していることになっている。「同意書」には「予定時間外の食事・排泄(はいせつ)・移動等の介助(中略)には対応いたしかねます」と明記されている。別の書類にはイラスト付きの説明で、ベッドに横たわる高齢者が「便が出たのでオムツを取りかえて」と訴えるのに対し、看護師が「次のプラン(訪問時間)までまって下さい」と答えている。

訪問介護事業所には「ヘルパーマニュアル」が用意されており、「身体拘束編」では拘束具の装着方法などが書いてある。

あるヘルパーは「拘束していいのかと最初は思ったけど、『しょうがない』と自分に言い聞かせているうちに当たり前になった」と話す。

2014年11月9日朝日新聞から

裏面に続く

事例②

石川県かほく市の(認知症対応型)グループホームで入居者の女性を殺害し、1 審で懲役 12 年の判決を受けた元介護職員に対し、名古屋高裁金沢支部は 1 審判決を破棄し、懲役 10 年の判決を言い渡しました。

殺人の罪に問われていたのは元男性介護職員(29)です。被告は 2005 年 2 月、勤めていたかほく市のグループホームで、認知症で入居していた当時 84 歳の女性利用者に石油ファンヒーターの熱風を当て続け、殺害したとされています。

男性介護職員は、夜勤専門の非常勤職員でした。亡くなられた女性利用者が、ヒーターを足で押して再三、耐震消火装置を作動させたことに立腹。ヒーターの熱風を至近距離から約30分間当て続け、女性利用者を殺害しました。

インターネットより抜粋(<https://misola.hatenablog.com/>)したもの等を及川が編集した。